

SBSロジコム 労働組合共済会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 SBSロジコム労働組合（以下組合という）組合員の相互扶助による協同福祉のために設定する。

(名 称)

第2条 前条によって組織された会をSBSロジコム労働組合共済会という。

(所在地)

第3条 会の事務所はSBSロジコム労働組合内に置く。

第2章 会 員

(会員および資格)

第4条 会員とはSBSロジコム労働組合員をいう。但し、SBSロジコム株式会社従業員（管理職・契約社員・臨時員等）が会に加入を希望するにあたっては、当該執行委員が推薦し加入を認める。

(脱 会)

第5条 会員が次に該当する時は、脱会したこととする

- (1) 死亡
- (2) 退職

(脱退後の請求権)

第6条 会員が会を脱退した時は、本規程による贈与を受ける以外は会に対し、何等の請求をなすことは出来ない。

第3章 会費および経費

(会 費)

第7条 この会の会費は、毎月一人当たり1,400円を毎月末までに、会の会計に納入しなければならない。

また、会費の内訳は次のとおりとする。

- (1) 1,200円は全労済の生命共済保険に一律加入費とする
- (2) 200円は贈与金に充てる

(経 費)

第8条 この会を維持運営するための経費は、原則として会費の中から充てる。

第4章 組織および運営

(組 織)

第9条 この会は会員で構成し、代表は中央執行委員長が会務の一切を統括する。また、中央執行委員長が事故あるときは中央副執行委員長がこれを代行する。

(運 営)

第10条 この会の運営は中央執行委員会が行い、中央会計監査は組合の中央会計監査が兼任する。

(管 理)

第11条 この会の財産管理は、中央執行委員会の連帯責任とする。

(決算報告)

第12条 会の会計は、定期大会にて決算報告をし、中央会計監査が兼任する。

第5章 贈与金

(贈与金)

第13条 会員に対して、該当する事由が発生した時は、事由別による規程に基づき贈与金を贈る。

第6章 附 則

(申請期限)

第14条 贈与金の申請は、その事由が発生した日の翌日から3ヵ月以内に請求がない場合、受給の権利を失うものとする。

(異議申し立て)

第15条 会の運営に異議ある場合は、審査を請求することが出来る。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の決議による。

(実施日)

第17条 2005年11月1日より実施する。
2010年10月1日一部改訂（第7条（1）および（2）
2013年10月1日一部改訂（第1条～第4条）
2015年10月1日一部改定（第7条（1）